

令和3年度 法務省 行政事業レビュー公開プロセス

第1 日 時 令和3年6月17日（木） 自 午後1時30分
至 午後3時40分

第2 場 所 法務省1階集団処遇室

第3 議 事 （次のとおり）

官房長 それでは、時間がまいりましたので、これより法務省行政事業レビューの公開プロセスを開始させていただきたいと思います。

本日は、外部有識者の皆様方におかれましては御多忙の中、レビュー公開プロセスに御出席いただきまして誠にありがとうございます。

本日の進行役を務めさせていただきます法務省官房長の高嶋でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

今年度の公開プロセスは、コロナ感染拡大防止の措置としまして、ウェブ会議システムでの開催とさせていただきます。

初めに、上川法務大臣から御挨拶がございますが、本日所用のため出席することができず、挨拶文を預かっておりますので、代読させていただきたいと思います。

それでは、代読いたします。

外部有識者の皆様方におかれましては、御多忙の中、当省の行政事業レビュー公開プロセスに御出席いただき、誠にありがとうございます。本日の公開プロセスでは、外部有識者の皆様方に当省の事業の点検をしていただくこととしておりますが、無駄の削減のみならず、同じ予算でより多くの成果を引き出す工夫はないかといった、事業の効果をより高めるための見直しを行う大変重要な機会であると考えております。今回、公開プロセスの対象として取り上げる二つの事業につきましては、それぞれの事業の在り方や予算の執行に関し、皆様方から率直な御意見、御提言を頂き、今後の予算要求に向けての検討に活用していく所存でございますので、本日は活発な御議論をお願いいたします。簡単でございますが、以上をもちまして私からの挨拶とさせていただきます。

以上でございます。

それでは、開催に当たりまして、本日御審議を頂く外部有識者の委員の先生方をあいうえお順に御紹介させていただきたいと思います。

まず、野村證券株式会社常務の池田肇委員です。

池田委員 池田です。よろしくお願いします。

官房長 ありがとうございます。

次に、公認会計士の井上東委員です。

井上委員 井上です。よろしくお願いします。

官房長 慶應義塾大学教授の大屋雄裕委員です。

大屋委員 大屋でございます。よろしくお願いいたします。

官房長 次に、ソニーグループ株式会社のコンプライアンス・プライバシー部シニアゼネラルマネジャーの竹澤香織委員です。

竹澤委員 竹澤でございます。よろしくお願いいたします。

官房長 BNPパリバ証券株式会社グローバルマーケット統括本部副会長の中空麻奈委員です。

中空委員 中空です。どうぞよろしくお願いいたします。

官房長 京都大学大学院教授の仲野武志委員です。

仲野委員 よろしくお願いします。

官房長 なお、本日の取りまとめ役につきましては、井上委員にお願いすることといたします

ので、どうぞよろしくお願いいたします。

井上委員 よろしくお願ひします。

官房長 それでは、審議に入る前に、ウェブ会議システムでの開催に当たりましての留意点と、審議の流れについて簡単に御説明いたします。

発言の際には、実際に手を挙げていただきまして、進行役の指名を受けてから御発言をお願いいたします。なお、ウェブ会議システムに、挙手機能が付与されてはおりますけれども、画面上、即座に確認することが困難である場合がありますので、大変恐縮ではございますが、実際に手を挙げてお知らせいただきますよう重ねてお願い申し上げます。

進行途中で画像等が乱れた場合には、一時的に進行を止めまして、改善されたことを確認の上、再開いたします。また、音声途絶えたなどの不具合が生じましたら、挙手などによりお知らせいただきますようお願い申し上げます。

今回審議いただく事業は、「受刑者就労支援体制等の充実」と、「刑事情報連携データベースの運営」でございます。両事業につきましては、再犯防止対策の推進を図る目的として共通する事業でございまして、事業を実施するに当たり相互に関連する内容もございます。よって、今回は両事業をまとめて審議することといたします。

まず初めに、両事業の概要等について担当部局から説明があります。その後、会計課長から両事業の論点等について説明をいたします。その後、約70分間、御審議いただきながら、各委員の皆様にはそれぞれ両事業のコメントシートに御記入を頂き、その集計結果に基づいて、井上委員より評価結果案及び取りまとめコメント案を各委員に提示していただきます。次に、それぞれの案に基づきまして、委員の皆様で議論をしていただいた上で、井上委員において必要な修正を加え、最終的な評価結果及び取りまとめコメントを公表していただくこととしておりますので、議事の進行について御協力をお願いいたします。

それでは、議事に入らせていただきます。

まず、「受刑者就労支援体制等の充実」について御説明いたします。矯正局から10分程度で説明をお願いいたします。

よろしくお願いいたします。

説明者（矯正局） 矯正局の総務課長の小山でございます。お手元の資料1「「受刑者就労支援体制等の充実」公開プロセス資料」に基づきまして御説明をさせていただきたいと思ひます。

レビューシートについては御参照いただくことといたしまして、まず9ページのロジックモデルを御参照ください。ここではインプット、それからアクティビティというものが一番左に書いてございます。大きく、職業訓練、上の段でございまして、下の段が就労支援という2本柱を、実際の活動目標、活動内容のアウトプットといたしまして、就労支援の方は二つに分け、受刑者に対する直接的な就労支援と、それから、その就労する場所の方の開拓として、事業主の開拓という2本に分けております。それぞれ初期アウトカム、それから中期アウトカムとございまして、KPIを設定させていただいております。最終的なインパクトとして、再犯・再非行の防止ということでございまして、中期アウトカム以降はそれぞれの三つの要素を総合した形の評価となっております。インパクトの部分につきましては、後ほど御説明のあります刑事情報連携データベースシステムのロジックモデルのKPIの5の部分と重なるところがあるかと思っております。

それでは、その受刑者就労支援の内容につきまして、簡単に御説明させていただければと思います。2枚おめくりいただきまして、11ページを御覧ください。上の方が刑事手続の流れでございます。ごく簡単に申しますと、上から二つ目の検察庁のところ、令和元年で約90万件の受理がある中、刑事施設、下から二つ目のオレンジのところでございますけれども、へ入所する人の数は1万7,400件程度ということでございます。90万件分の1万7,400件ということで、刑事施設に入ってくる人々の問題性の根深さ、それから課題の大きさといったことが推測されようかと思えます。

このような人たちについて、私どもとしては施設内処遇として、下の方でございますけれども、入所から釈放前の指導まで、このような枠組みで対応しておりまして、このうち矯正処遇として作業、職業訓練があるということでございます。右側に就労支援がございます。左側の青い部分については資料の2から4、赤い部分については資料の5から8で御説明したいと思えます。

1枚おめくりください。12ページでございます。受刑者就労支援体制の充実ということでございます。刑務作業の概要でございます。意義、それから刑務作業の機能ということで書かせていただいております。刑務作業につきましては四つの種類がございまして、そのうちの一つに職業訓練があるということでございます。その職業訓練の概要と内容が下の方に書かれております。

意義といたしまして3点ございます。職業知識・技能を習得させ、計画的・組織的な訓練を行い、免許・資格の取得をさせるといったものでございます。訓練の体制として、下の三角でございます、自庁訓練施設、それから集合訓練施設、総合訓練施設ということで体系化されておりまして、この体系化された下、右側にありますような、令和3年度で28種目の職業訓練種目を行っているところでございます。

おめくりいただきまして資料3、13ページでございます。職業訓練種目のうち三つほど取り上げまして、その概要をここで示させていただいております。介護福祉科、真ん中がCAD技術科、一番下が建築・土木コースといったようなことで、それぞれ雇用環境、それから就労ニーズなどに応じた種目を選定するように工夫をしているところでございます。

おめくりいただきまして14ページでございます。職業訓練の効果につきまして御覧いただければと思います。上の方で、職業訓練を受けた者の再犯状況を職業訓練を受けていない者と比較したものでございます。平成27年から令和元年でございます。令和元年になりますと、出てから現在までの期間が短いもので、再入状況というのは少なくなっておりますけれども、いずれの年度を見ましても、職業訓練を受けた者、右側の棒グラフの方が、受けていない者、左側の棒グラフに比べて約6割の値となっているところでございまして、職業訓練を受けた者は受けていない者より再入率が低いというところが見て取れようかと思えます。

そのような職業訓練の実施体制の推移として、先ほどもちらっと申し上げましたけれども、雇用環境、それから就労のしやすさ、それから受刑者の人たちの希望などを参酌いたしまして、なるべく雇用につながりやすい種目を選択してきているということで、年度に応じてその内容の割合が変わっているところが見て取れようかと思えます。

1枚おめくりいただきまして、15ページでございます。ここから就労支援のお話をさせていただきます。就労支援の状況でございますが、就労支援スタッフという専門の職種の者、また就労支援専門官というより専門性の高い者、この2種類の職員を用意いた

しまして、就労支援に当たっているというところでございます。

下の棒グラフがある意味、成果と見て取れるところかと思えますけれども、在所中、刑事施設にいる間に就職が内定をした件数でございます。全就労支援対象者がグリーングラフでございますけれども、そのうち黄色い部分、在所中に就職が内定した者の数が累増しているところが見て取れようかと思えます。

おめくりいただきまして、16ページでございます。コレワークでございます。矯正就労支援情報センターの通称として私ども、呼ばせていただいております。コレワークにつきましては、先ほど申し上げました施設の中ではなく、受刑者を雇用してくださるような企業などを開拓し、また、その受け入れてくれた企業様にいろいろな支援を行うということ、また、そのような事業主さんの雇用ニーズと刑事施設等に収容されている者の能力、資格などのマッチングを図る組織といたしまして、最近、平成28年以降、設置をされているものでございます。

当初、一番下でございますように、東京と大阪の2か所でございますけれども、地域の雇用の実情に応じて広域的に、それから、より細かく対応させていただくために、全国8か所、8ブロックに置かせていただくこととなっております。

コレワークの実際の活動の内容でございます。コレワークが雇用を開拓するに当たりまして、やはり受刑者の特性を理解して雇用していただける雇用主さんを開拓することが、その受刑者の定着と、それに伴います再犯防止につながるということを考えておりまして、単に人手不足解消ということだけではなくなかなか再犯防止につながらないかなというところもございまして、コレワークについては個別の企業さんなどのニーズも踏まえながら、その辺りの事情を丁寧に御説明して、実際の雇用に当たっていただくといったような調整、フォローアップ、それから露払いのような仕事をさせていただいているところでございます。コレワークを利用した内定例として2件ほど例を書かせていただいておりますが、時間の関係もございまして、割愛をさせていただければと思います。

1枚おめくりいただきまして、資料8、18ページでございます。コレワークの相談件数の推移でございますけれども、上段でございますように、平成28年度から約7倍に増えてきていて、御相談をたくさん承っているところでございます。他方、私どもとして、今申し上げましたような、受刑者の特性に応じてということもあつてのことではありますが、今、相談事業主、相談に来てくださる事業主の職種が建設業が主だということ、それが下の円グラフでございますけれども、その点について課題を感じておりまして、雇用状況などを踏まえ、また、私どものそれを踏まえた職業訓練種目に応じた事業主さんの開拓が必要だと考えておるところでございます。

時間がまいりましたので、これで説明を終わらせていただきたいと思います。ありがとうございました。

官房長 ありがとうございました。

続きまして、「刑事情報連携データベースの運営」について、官房秘書課から10分程度で説明をお願いいたします。

説明者（秘書課） 法務省大臣官房秘書課企画再犯防止推進室長の早瀬と申します。どうぞよろしくお願いいたします。私からは「刑事情報連携データベースの運営」について御説明いたします。

まず冒頭、本事業の予算規模について簡単に御説明いたします。資料1ページのレビューシートを御覧いただきますと、中段辺りに予算額・執行額という欄がございます。ここに記載がございますとおり、令和2年度の当初予算額は、本システム運用経費など3億1,600万円でありまして、執行額は前年度からの繰越しなどもあり、3億8,200万円でした。なお、令和2年度補正予算額の10億2,400万円、これはシステム機器の更新に係る経費ということでございます。

次に、本事業の全体像や位置付けについて、資料6ページのロジックモデルに基づいて御説明いたします。一番上の「課題と背景」の欄に記載がございますとおり、再犯防止に向けた取組の推進に当たりましては、PDCAやEBPMの観点からも、再犯の実態や施策の効果検証等を適切に実施することが不可欠であると考えております。本システムは、刑事司法手続の各段階で関与する検察庁、矯正施設、更生保護官署が保有する情報のうち相互利用に適する情報を一元的に管理・共有するデータベースとして整備されたものでございまして、平成29年12月から正式運用を開始しております。

本事業では、中期アウトカムというところに記載の「効果的かつ有機的な再犯防止施策の企画立案及び実施」ということを成果目標と位置付けております。そのためには、本システムの役割として、初期アウトカムのところに記載の三つ、すなわち「実態の把握」、「個々の対象者に対する処遇・支援等の充実」、「効果検証等」に資するものであることが必要でございます。そして、こうした利活用を可能とするためには、アウトプットのところに記載のとおり、「相互利用が可能な対象者情報の蓄積」、また「利活用事例の充実」が必要であると考えられることから、これらを活動目標として位置付けているところでございます。

補足の説明資料に基づいて、引き続き、本システムを整備するに至った経緯、本システムにより何ができるようになったのか、また、本システムの利活用事例などを中心に更に御説明いたします。

まず、経緯についてでございますが、通し番号9ページの資料2を御覧いただければと存じます。こちらは、先ほども少しございましたけれども、一般的な刑事手続の流れを簡単にお示ししたものです。水色、ピンク色、緑色で色分けをしておりますとおり、それぞれの手続段階ごとに所管する組織が異なっておりまして、また、それぞれに高度の専門性を有しております。そして、それぞれの段階で取り扱われた対象者の情報は現状、一番下の段に記載しております検察庁、矯正局、保護局それぞれのシステム、ここで保有されているという状況でございます。

次のページ、10ページの資料3を御覧ください。本システムの意義に関して、このシステムが始まる前と対比して御説明したいと思います。例えば、前科がある人が再び刑務所に入ってきたという場合において、刑務所でその後の処遇を検討するために、前の刑のときの保護観察の期間中にどのようなプログラムを受講したのかということを刑務所として把握しようとしたとします。しかし、本システムの運用開始前は矯正施設と更生保護官署の間で、相応のセキュリティを確保しつつ対象者のデータをシステム上でやり取りする仕組みがなく、そのために刑務所から保護観察所に依頼して紙媒体で文書の送付を受ける必要がございました。

また、別の例を挙げますと、特定の保護観察所において対象者に処遇を実施したという場合において、その処遇の効果がどうだったのだろうかということを検証するために、その対

象者がその後、再犯をしてまた刑務所に入ったかどうかを確認しようとしたといたします。この場合、本システムの運用開始前は、対象者が再犯をしたとして、どこで受刑しているのかということを更生保護官署の立場からは分かりませんので、全国調査というものを行う必要があったわけですが、実際問題として、これを個別の保護観察所が行うということは事実上困難でございました。

このように情報の迅速な把握が困難である、あるいは情報提供ごとに膨大な事務負担が発生するといったような問題点がございましたところ、本システムはこうした点を解消し、再犯の防止等のための処遇等や、その効果検証等を行う上で必要な情報に限って、言わば横串を刺して一元的に管理共有することを目的として整備されたものでございます。

次に、それでは、本システムにより何ができるようになったのかという点についてでございます。通し番号13ページ、資料6を御覧いただければと存じます。ここに記載の3点について順次御説明いたします。

まず1点目として、左側のダッシュボード出力機能では、再入所率などの主要な指標等の動向について、施設ごと、地域ごと、また全国との比較などをグラフ等で表示することができるようになりました。これにより、通し番号14ページ、資料7-1にございますように、特定の刑事施設の再犯率や再入所率、またその推移等をグラフで表示して、容易に全国平均と比較することなどができるようになりました。

通し番号13ページ、資料6にお戻りいただきますが、2点目として、中央の対象者レポート表示の機能では、個別に照会等をしなくても、ほかの機関が個々の対象者に実施した処遇等の内容の詳細を容易に把握できるようになりました。これにより、例えば、通し番号15ページ、資料7-2の左側にございますように、検察庁あるいは矯正施設において、前刑の仮釈放のときの保護観察所での処遇の状況を、システム上で容易かつ迅速に把握できるようになりました。

通し番号13ページ、資料6にお戻りいただきますが、3点目として、右側のフリーデータ抽出機能では、利用者が自由に必要な情報を選択して抽出することにより様々な統計分析が可能となりました。これにより、例えば、通し番号15ページ、資料7-2の右側にございますように、就労支援対象者といった特定の属性の者のみのデータを抽出し分析に生かすことなどができるようになりました。

次に、本システムの具体的な利活用事例を御紹介いたします。通し番号16ページを御覧いただければと思いますが、資料8-1の右側にございますように、例えば、今回の刑務所における刑の開始時の調査において、前回の刑のときに対象者が刑務所から出て保護観察に付された、そのときの状況に係る情報を、対象者レポート表示機能を使って把握するということが可能になってございます。こうしたことは、社会内における対象者の生活状況や交友関係等を把握して今回の刑務所内での処遇方針を決める上での貴重な情報として活用されております。

また、通し番号19ページ、資料9-2に記載のとおり、令和元年度の公開プロセス対象事業となりました更生保護就労支援事業につきましては、先生方から調査研究をもとに施策を検討すべきとのコメントを頂戴しましたことを踏まえて効果検証を実施いたしました。この効果検証の際には、本システムのフリーデータ抽出機能を使いまして、対象者の属性別での再犯状況などのデータを抽出して、支援の対象となったグループと比較対象のグループを

比較し、再犯率の差や効果が大きい対象者の特性がどういったものかといった点を確認するなど、その後の施策の見直しに役立てております。

最後に、本システムの今後の改善の方向性について御説明いたします。通し番号20ページ、資料10を御覧ください。「目指すべき方向性」というところに記載のとおり、PDCAあるいはEBPMの観点からも、本システムをより利用しやすいものとし、効果的に利活用していくということが必要と考えております。そのためには、下段に記載のとおり、大きく分けて「機能の充実」と「利活用事例の充実と周知」が必要であると考えております。具体的には、機能の充実については連携データ項目の追加、データ更新頻度の見直し、データ分析内容の多様化といったこと、また、利活用事例の充実と周知については様々な利活用方策の検討、現場における利活用事例の把握、これらをまとめた資料の作成・周知といった方策を考えているところでございます。

駆け足で恐縮でございますが、私からの御説明は以上です。

官房長 ありがとうございます。

次に、本案件の論点などにつきまして、会計課長から説明を頂きます。お願いします。

会計課長 それでは、論点として考えられる事項について御説明させていただきます。

まずは「受刑者就労支援体制等の充実」の論点について御説明いたします。資料1「受刑者就労支援体制等の充実」の10ページ、論点等整理シートを御覧ください。

「受刑者就労支援体制等の充実」については、平成25年度の公開プロセスの対象となっておりまして、外部有識者から評価を頂いているところ、当時の評価結果等を踏まえ、その後の見直し状況や取組の効果検証が適切に実施されているか、フォローアップを行う必要があると考えております。その上で、受刑者の出所後の就労に向けた取組として、刑事施設においては職業訓練のほか受刑者に対するキャリアコンサルティング等を実施しており、また、矯正就労支援情報センターにおいては、出所後の雇用を促進するため事業主の雇用ニーズに応じた雇用情報の提供等を実施しておりますところ、それら受刑者の就労に関する取組が効果的に行われているか、安定的な運営が行える体制となっているかといった点が論点になるのではないかと思います。

続きまして、「刑事情報連携データベースの運営」の論点について御説明いたします。資料2「刑事情報連携データベースシステムの運営」の7ページ、論点等整理シートを御覧ください。

刑事情報連携データベースシステムについては、平成29年12月から運用しているところ、本システムの機能の充実策や、より効果的に利活用するための方策について検討する必要があると考えておりまして、論点としましては、刑事司法関係機関における処遇の充実、施策の効果検証、再犯要因等の調査研究等に資するものとなるよう、本システムのデータ参照機能及びデータ分析機能をどのように充実させ、また、これらの機能をどのように利活用していくべきかといった点が論点になるのではないかと思います。

以上が論点になるのではないかと考えている点でございます。

官房長 それでは、両事業についての御審議をお願いいたします。説明者は、委員からの質問に対しては簡潔明瞭にお答えしていただくようお願いします。

いかがでしょうか。

池田先生、お願いします。

池田委員 池田でございます。御説明ありがとうございます。幾つか質問等させていただき、基本的なこともあると思いますので、お答えいただければと思います。

まず、受刑者就労支援体制の充実の方でございますが、基本的なことなんですけれども、まず、どのような人にどのようなカリキュラムを付与されているのかということですね。希望とか適性みたいなものというのをどのように整理して配分しているのかということと、それから、コストは掛かっていると思うんですが、この辺の1人当たりのコストが、例えば一般的なこういった研修のようなものなんですかね、と比較して適正な水準であるのかどうかということと、それから、そのコストについての回収の考え方について御説明いただければと思っております。

それから、今回これを多分、受けていらっしゃる方のパーセンテージというのがあると思うんですけれども、受けていらっしゃるパーセンテージみたいなものというのは、何か目標みたいなものがあって、現時点での受けていらっしゃる方の比率というのをどのようにお考えかということと、それを上げていくための施策ですか、そういったものがあれば、是非教えていただきたいということです。

もう一つは、後半のコレワークの話でございまして、これは地域によっては平成28年、また、各地に広げたのは令和2年となっているんですけれども、それまでは何か別の施策があったのか、そこでどんな問題があって、このコレワークという話になったのか、そして、その問題点みたいなものがどう改善したのかということについてお伺いしたいということと、この両方の資格支援みたいなものとコレワークとの連携ですね、ここについてはどのような効果が見られているのかということと是非教えていただきたいということと、あと1点、ちょっと細かいところなんですけれども、さっきいわゆる就労支援みたいなサポートと、あと資格取得というのがあったと思うんですけれども、この資格の取得率みたいなものというのは何か目標を掲げられているのか、そして、その数字があれば、是非教えていただきたいというのが、前段の受刑者就労支援の御質問でございます。

後半の分も併せてでよろしいでしょうか。

官房長 では、お願いします。

池田委員 後半のデータベースの方につきましては、特にこの連携というんでしょうか、データベースをお作りになられて連携されて、現状が把握されているということはよく分かったんですけれども、その後、様々なデータを抽出して、それも多分、現状把握ということではできていると思うんですが、いわゆる分析の方なんですけれども、この分析、特に戦略的にバイネームで、この方がどうかというのはやられているのは分かるんですけれども、もう少し、全体の傾向であるとか、いわゆるデータサイエンティストの世界なのかもしれませんが、そういった戦略的な活用方法みたいなものと、それから、実際にそのデータサイエンティストみたいな方をこのデータベースというか、この案件について雇っていらっしゃるのか、あるいはもともといらっしゃるのであれば、どのようにこれを戦略的に活用されるというふうにお考えなのかを是非お聞かせいただきたいと思っております。

以上でございます。

官房長 ありがとうございます。そうしましたら、まず最初に矯正局の方からお願いいたします。

説明者（矯正局） 池田先生、御質問ありがとうございます。まず、幾つか御質問を頂きま

して、もし漏れていれば御指摘を頂ければと思います。まず、どのような人にどのようなカリキュラムかということでございますけれども、職業訓練につきましては、私どもの方で受刑者の人たちに今回こういう訓練がありますよということを幅広くお伝えして、希望を募るというのが基本でございます。したがって、まず、その種目の訓練を受講したいという意思があるということがございます。また、その職業訓練に必要な期間というのがございますので、その期間の分だけ刑務所の中にいるという、残りの刑期がその期間を満たしているというような条件、また、健康であることとか、あとは刑務所の中での受刑の態度が良好であるといったようなこと、更生の意欲が高いといったようなこと、この辺りは日々の職員の観察もあり、また入所時の心理の専門家による処遇調査などの結果に基づいております。それで、例えば反社会的な集団に関与されておられるような人については余り適切でないし、こういう訓練を受けるのはどちらかというと、よほど離脱の決意でも高くないと難しいかなと思うところでございます。

それから、コストの関係の御質問を頂戴いたしました。私どもの資料1のレビューシート、全体の2ページ目でございます。真ん中よりやや上のところに単位当たりのコストというのがございまして、令和元年度のところを御覧いただければ、1人当たり約14万4,000円というものがコストになるかと思います。

その回収の考え方ということでございますけれども、具体的に、その掛かったお金を後ほど返していただくということは、ダイレクトにそのような制度というのは設けておりません。ただ、この職業訓練を受けて就労をし、再犯を行わないで真つ当な人間として社会の中で働いていただいて、納税者になってもらうといったようなことが基本的な回収の考え方かなと思っております。

職業訓練を受けている者のパーセンテージにつきまして御質問いただきました。これも先ほどと同じページの2ページ、真ん中よりやや下のところの刑事施設における職業訓練の受講率、出所者における職業訓練受講率ということで、令和2年度のところを御覧いただきますと19.3%ということでございます。私どもとしては目標として19.4%を掲げさせていただいておりますので、若干届いていないということではございます。

それから、コレワークにつきましての御質問で、コレワークができるまでは別の施策があったのかと、また、どのような問題、課題があつて、どういう経緯でというような御質問だったかと承知しております。この点につきましては、コレワークができるまでといいますのは、私どもとして非常に雑駁な形での雇用状況、それから受刑者等をじかに雇ってくださる方々からの情報というのを、網羅的ではなく、ヒアリングをしてというような状況でございましたけれども、コレワークを設けることによりまして、それらの情報が非常に網羅的に得られることになっております。また、個別の施設が個別に就職先を開拓するというのは、非常に全国的に幅広く受刑者が帰っていく地が、それぞれの施設にございますので、困難でありましたが、それをコレワークに一元化をして就労先を開発することができるということになり、非常に効率的かつ効果的に受刑者を雇ってくださるというような雇用先を見付けることが容易になっております。

この点、まだまだ私どもとしてもコレワークの体制も、それぞれの人数も少ないところもあり、また、業界団体等とのつながりも一部、建設業等に偏っているところもあり、その辺りをしっかりとウイングを広げていきながら、しっかりと雇用先を幅広く確保していくとと

もに、受刑者というのはこういう人たちですよ、雇っていただくにはこういうような御苦勞を掛けるかもしれません、また、雇ってくださっている先輩企業はこういうところがあって、皆さんで集まって意見交換をする機会も設けておりますので、といったようなきめの細かい支援を行っていく必要があろうかと考えているところでございます。

それから、資格の取得率でございますけれども、先ほどの職業訓練を受けた者はすべからず資格を得ているということでございますので、職業訓練を受けた者で言えばほぼ100%、途中で健康を害したという者などを除けば、ほぼ100%でございます。全受刑者の中ということで言えば、先ほどの19.3%がそれに当たろうかと思えます。

以上です。

官房長 ありがとうございます。

池田委員 一点だけ、今ので、ちょっと別の質問になってしまうんですけども、さっき、これを受けられた方の再犯率が一般の方に比べて低いというお話があったんですけども、先ほどの御説明だと、結構、希望を取って、ある意味、やる気がある良好な方がこのプログラムに参加されているということで行きますと、そもそもともとそういう方が受けていらっしゃるの、このプログラムによって再犯率というのが下がっているのか、もともとそういう方がこういうことを受けていらっしゃるのかという、その辺は何かあると思うんですけども、その辺についてはどのように分析されているということなんでしょうか。追加的で申し訳ないですけども、よろしくお願いします。

官房長 では、お願いします。

説明者（矯正局） その点は、本来であればRCTのような形で検証していくということが必要になってまいろうかと思えます。ただ、国費でやっているの、そういう分析も可能ではないかという御指摘もあろうかとは思いますが、希望して受ける機会がある者に対して訓練を受講させないといったような形で検証していくというのは、なかなか厳しいところもあろうかと思っております。どのような形で今の御指摘の点、もともとそういう立ち直るような特性があった人だから、職業訓練を受けて立ち直っているのだという御指摘にどのように回答していくのかというのは、いろいろな御知見も頂きながら、しっかりと考えてまいりたいと思っております。

池田委員 ありがとうございます。

官房長 それでは、刑事連携データベースの関係で、秘書課の方、お願いいたします。

説明者（秘書課） 御質問ありがとうございます、二つ御質問いただきましたが、相互に関連する内容かと存じますので、まとめてお答えをさせていただければと存じます。まず結論として、データサイエンティストというような方は雇っておりません。それを前提に、このDBで得られるデータとか分析をもとに、その後どう戦略的に進めていくのかということについてでございますが、今私が思い当たるところとして3点申し上げたいと思えます。

一つは、法務省の調査研究機関として法務総合研究所というところがございまして、その中に研究部ということで、法務省でのいろいろな勤務経験を踏まえつつも、その在任中、調査研究に専従するという部署がございまして。ここでは、例えば犯罪白書などを刊行しておりますけれども、そういったところで統計的なところも含めて、このデータベースで得られたデータというのをその後の戦略的な使用に向けて研究に生かしているということがいえるかと思えます。

2点目は、これは矯正局の関連部署になりますが、効果検証センターというものがござい
ます。ここは、矯正施設の処遇プログラムの開発、改良といったところを中心に研究してい
るセクションでございまして、ここでも本データベースで得られるような分析結果を踏まえ
て、更にその後の、実際にどういう処遇をするかというところにつなげていくための研究等
を行っていると思っております。

それから、3点目として、再犯防止に関しましては、再犯防止推進白書というものを国会
報告として毎年刊行してございまして、その中には重要な数値を毎年定期的に記載して報告
し、それに併せてどういう施策をやっているかも記載して報告してございまして、その
蓄積を踏まえ、更にその後の施策展開を考えていくという立て付けになってございまして、
今申し上げたようなところが先生の御質問のお答えに当たる部分かなと考えてございまして、

以上でございまして。

官房長 池田委員、よろしいでしょうか。

池田委員 ありがとうございます。

官房長 それでは、中空先生、お願いいたします。

中空委員 ありがとうございます。そうしたら、最初の就労に関して3点、簡単に質問させて
いただきたいと思います。後半の方は、質問としては2問かなと思っております。

最初の就労に関してなんですが、一つ目ですが、先ほど御説明の中で、再犯率が職業訓練
を受けた人と受けていない人では、受けた人の方が6割ぐらいですよと、なので40%ぐら
い再犯が落ちていきますよという説明があったかと思うんです。それ自体は評価できると思
うんですけども、ただ、職業訓練を受けた割には6割かという気もしました。お聞きした
いのは、職業訓練を受けたにもかかわらずまた再犯をした人が、なぜしたのか、この職業訓
練は役立っていないのか、そこは分析していく必要があると思うのですが、そこはどうい
うふうにメンテナンスしているのか、これが1点目。

2点目は、職業訓練というのを四つの訓練内容に分けて、例えば生産作業とか社会貢献作
業と分けていましたけれども、職業訓練を社会貢献作業や生産作業の流れとして持つてはこ
られないか。もちろんCADとか、全然違うんですよと言われてしまったらそれまでなんで
すが、農業とか平仄が合うところもあるのではないかと思います。なので、全然別物とし
て扱うのではなくて一体化して効率化できないか、これが二つ目のポイントです。

三つ目なんですが、コレワークなんですけれども、うがって物を聞いてしまうと、例えば
コレワークとかで手を挙げてくださる職業を提供してくださる方々というのは、雇用奨励金
があるうちだけ就労者として雇って、その奨励金がなくなったらもう首にしてしまうとい
うようなことがあるのではないかと勝手に思ってしまうんです。なので、そういう意味で行くと、
コレワークの組み入れをどうやってうまくワークさせていくのかということが必要なんだと
思います。その意味で、そこがKPIにするとどうやって観察するんだとあるかもしれない
んですが、一体としてコレワークの部分がどうワークしているのかということの一つ、KPI
にすべきではないかと思うのですが、ここはどうでしょうか、ということが三つ目です。
これは前半の就労に関する質問です。

二つ目のデータベースについてなんですが、そもそも平成29年からこの問題に取り組ん
でおきながら、いまだに実は分断していて、今、データベースを統合するということに二度
驚きなんですけど、とすると、今までは何のためにこのデータベースのお金は使われてきたん

でしょうかというのが素朴な疑問、1点目です。

2点目としては、データというのは作っている人よりも使う人の方がやはりよく分かります。ですから、このデータベースを作ったら、効果検証というのが大事ですけれども、使っている人にとって本当に優良なものかどうかというのは、使ってくれる人からの意見がフィードバックされていないといけないと思います。ですので、そこについてのちゃんとモニターをしているとか、フィードバックをもらっているとか、そういう努力がなされているのか、いないのか、これからするつもりなのかどうか、その辺も教えていただきたいと思います。

以上でございます。ありがとうございます。

官房長 ありがとうございます。

それでは、就労支援の関係の三つの質問の方から、矯正局、お願いいたします。

説明者（矯正局） 中空先生、御質問ありがとうございます。三つ御質問いただいております。

まず、再犯率が相対的には低いけれども、かといって、職業訓練を受けておきながら、まだまだ高いのではないかという御指摘、また、職業訓練が余り効かなかったとすれば、その理由はというような御質問かと承りました。私どもとして、職業訓練をしたのにそれが役立っていないのかという点については、なかなか分析できておりません。メンテナンスが必要だという御指摘については、おっしゃるとおりでございます。先ほどといいますか、また別途御説明させていただいております刑事情報連携データベースシステムなどの活用補足も考えながら、職業訓練がどのように再犯、もしくはその職業訓練が効いていないのかということ进行分析していきたいと思います。ただ、実際、再犯に至るには、特に社会に出てからは非常に多様な要素がございまして、仕事に就いているけれども、例えば、その職場の環境が悪いとか、別の家庭のあれが悪いとか、昔の仲間がどうだとかというような要素もありますので、なかなかその辺をクリアカットに見極めるというのは難しいかと思いますが、工夫の余地はあろうかと思います。どのような方式があるのか、また、少しでもそれにつながるような分析とすればどういふことがあるのか、知見を得ながら検討してまいりたいと思います。明確なお答えにならずに、申し訳ございません。

二つ目は、職業訓練をほかの作業の機能のもの、自営作業などと組み合わせてといったようなお話でございます。基本的に職業訓練をする際には職業訓練実施上のカリキュラムというのが決まっていて、座学が何時間、それから、実際の実務といいますか実習が何時間というようなことがあって、例えば全員一つの作業で座学をし、ということでは、なかなか難しいところもございます。そこで、切り分けて小規模のチームを作って訓練をさせていただいています。ただ、例えば、刑事施設で今どれぐらいあるかあれなんですけれども、クリーニングをするような資格が職業訓練であるとすれば、そのクリーニングの資格を取った者がこのうちの自営作業のほかの被収容者の方々の洗濯を行うといったようなことで連携を図る、もしくは、先ほどの農業などについて農業の実習をしながら追加的に農業の訓練といいますか、資格が取れるような講座を設けるといったようなことは考え得ると思います。現在ダイレクトにそのようなものというのは余り行われていないんですけれども、北海道などを中心にそのようなことも考え始めているところでございますので、農業に限らず、どのような訓練、実際に実習をしてみて使えるようになって、資格だけではなく使える技術を持って外に

出ていくということが就労を継続するので大事だというお話も聞いておりますので、その点しっかりと考えてまいりたいと思います。

あと、コレワークの関係で非常にシビアな御指摘を頂きまして、雇用奨励金がある間だけお雇いになるのではないかというお話もありましたが、基本的に私どものところに来てくださる受刑者を雇おうという方々は、何らかの社会貢献をしたいといったような動機を持ってこられる方が多いので、必ずしも奨励金だけをというような動機ではないと思っております。そこをコレワークのシステムでどのように組み分けていくのか、それから、K P I にセットしていくのかといったようなところ、にわかには思い当たらない部分もございますけれども、例えば奨励金が終わった後の在職率ですとか、その在職の期間などがK P I として立ち得るかなと思います。ただ、他方で最近の雇用情勢、それから働かれる方の意識などで、転職を比較的しやすい、されるということで、仕事が変わられても仕事を続けておられて社会人として真っ当に生きておられるということであれば、仮に私どもの方で職業訓練をした種目でも、それはそれで立派な社会人ということになりますので、その辺もどう評価していくのかというようなところ、併せて考えなければいけないかなと思っておりますが、冒頭に申しあげましたような、ある程度の在職の期間などというのは一つのK P I になり得るのかなという印象を持っておりますので、引き続き検討して、また御知見を得ながら工夫してまいりたいと思っております。

中空委員 ありがとうございます。

官房長 それでは、データベース関係、秘書課、お願いします。

説明者（秘書課） 御質問ありがとうございます。

まず1点目の点でございます。平成29年12月以前との対比を御説明した部分があったと思うんですが、その関係で、私が申し上げたいと思っていたことを正確にお伝えできなかったかもしれません。申し訳ございません。各局、検察庁、矯正局、保護局が日頃の業務に使っているデータベースがそれぞれあり、その連携を取るために、今回の御審議の対象となっている本データベースシステムが平成29年12月から運用を開始して、データの結合がはかられております。この体制自体は平成29年12月からずっと変わっておりません。平成29年12月以降は本データベースシステムを運用しながら、必要な補修や改善をしてきたというものでございます。

2点目については、別の担当者から御説明申し上げます。

中空委員 1点だけお願いします。今の御説明だと、システムに10億円掛かるのってよく分かるんですが、毎年保守をするために3億円ぐらい掛かっていたという理解で正しいでしょうか。

説明者（秘書課） ありがとうございます。保守費用につきまして、令和2年度の本データベースシステムの運用経費が、冒頭申し上げましたとおり大体3億8,200万円ということになっております。この内訳を御説明申し上げますと、いわゆる保守費用はそのうちの3億1,500万円でございます。各種の問合せや障害発生時の対応等のための運用支援に8,200万円、それから、アプリケーションに障害が発生した場合の原因の調査や修繕等の、いわゆるアプリケーションの保守は9,500万円、それから、いわゆるメーカーサポートでございますね、システム機器、ソフトウェアの賃借料、部品交換料等を含むメーカーサポートのための機器の保守が1億3,700万円と、こういう内訳になってございます。

官房長 では、もう一つの方を。

説明者（秘書課） もう1点の方は、私の方からお答えをさせていただきます。御質問のところは、使っている人に直接声を聞いているかということですが、実際の現場の職員と日常的に接する施策を所管する当局担当者を集めて定期的な会議をやっており、そこで実際にユーザーからどういう声があるかを聞いて、こういう機能がもっと欲しいというようなことを定期的にヒアリングしているということがございます。また、それだけではどうしても間接的になってしまうので、例えば、直接、先ほど話題で出た効果検証センターに赴いて、実際にどういう形で使っていて、どういう機能があったらいいですかということを直接ヒアリングするというようなことも行っております。ただ、より一層、現場の声というのは吸い上げていく必要があると思っておりますので、更に進めてまいりたいと思っております。ありがとうございます。

中空委員 ありがとうございます。

官房長 中空先生、よろしいでしょうか。

そうしたら、井上委員、お願いいたします。

井上委員 御説明いただきありがとうございます。今回、二つの事業を、両方審議というか、検討させていただくんですけれども、今日頂いた資料の中で、刑事情報連携システムの資料の8ページが一番上に再犯防止総合対策、平成24年7月犯罪対策閣僚会議決定と記載がございまして、多分これが本事業のスタートになっているのかなと思います。そこで目指されている数値目標なんですけど、これは余り御説明、強調されなかったんですけれども、刑務所出所者の2年以内再入率について、過去5年における平均値20%を基準とし、10年後の令和3年までに、10年前に10年後を見通して、正に令和3年というのは今年なんですけれども、20%以上減少させて16%以下とするものとしています。当時としては珍しい数値目標だったと思うんですけれども、その結果が、今日の資料を拝見すると、同じ資料の20ページですか、そこで2019年が15.6%ということで、見事達成されていると私は読んだんですけれども、それはそれでよろしいですか。

よろしいのであれば、この平成24年の閣議決定で、官邸のホームページにどんなことが書いてあるのかというのを拝見したら、四つの重点施策が書いてありました。一つ目が対象者の特性に応じた指導・支援の強化、二つ目が社会における「居場所」と「出番」の創出、三つ目は調査・研究、効果的な対策の検討・実施、四つ目が国民に理解され、支えられた社会復帰、この四つの重点施策をもって10年後、16%以下にするという、10年前の閣議決定だったと思うんですね。

今回の事業にこれに当てはめると、二つ目の社会における「居場所」と「出番」の創出、これは当時、ハローワークと書いてありましたけれども、今でいうコレワークの施策だと思います。三つ目の調査・研究の重点施策には、これは平成27年度フォローアップでは、刑事情報連携データベースシステムの開発に着手と書いてあって、その当時からデータベースに関しては記載があります。したがって、この四つの重点施策の柱を基にこの16%という目標を目指されたということで、一応結果としてはそれなりに出ているというのが私の理解です。

今日議論したいのは、そういう結果は出たものの、やはりそれなりにそれぞれ課題があると思っています。まず最初の事業の個別の話に行きますと、今日せっかくロジックモデルを

それぞれ作っていただいているので、それを中心に御意見差し上げたいんですけれども、9ページですね。最初の事業、受刑者の方の就労支援体制の充実のロジックモデルなんですけれども、下を見ていただくと、幾つかある目標の一番下の欄のところ、「コレワークによる受刑者雇用を希望する事業主の開拓」、「コレワークによる求人企業等の確保」、最終的に「雇用企業の増加」と、このラインより上はみんなK P Iがあるんですけれども、このラインはないんですよ。でも、ここはものすごく大事、正にコレワークという言葉が入っているのがこのラインなので、このラインにK P Iがないということは、やはり測定にちょっと不十分なところがあると感じます。これは意見なんですけれども。

では、本当にこの求人企業の情報が無いかというと、私の方でちょっと調べましたら、決していないわけではなくて、これは法務省保護局さんの資料で、ちょっと古いんですけれども、私の調べた範囲によると、平成29年までは協力雇用主数及び実雇用協力雇用主数の推移というのを取られていて、右肩上がりであるというグラフがあったので、何でそれを使わないのかなと。私もこの事業レビューを何年かやらせていただいている中で、過去にはあったと思うんですよ。それがここで消えてしまっているというところが、データはあるのに不思議ではないんですけれども、これを正に生かして、引き続きこの下のK P Iとして使うべきではないかというのが1点目の意見であり、質問でございます。

それに付随して、業種拡大の話がありました。正に課題として認識されているということは非常に喜ばしいところなんですけれども、やはりこの業種の確保という、18ページですね、建設業がほとんどであるというところで、やはり受刑者も今、多様化している中で、いろいろな雇用の職種を選んでいただくというか、開拓するというのは重要なことで、前半申し上げたのは雇用の量なんですけれども、量と質の両方ですね、質の方もやはりより追求するということが、今日の説明の中では、より具体的にその施策が伺えなかったもので、ここは努力しますというだけではなくて、より具体的な施策が要るのではないかというふうに思います。これが前半の方の質問でございます。

もう一つありました。内定者の話がございます。雇用主関係ですが、内定者が、18ページのところですごい表がありまして、平成28年から令和2年まで7倍ですよとすごく強調されていますが、同じ資料の中で、これは15ページですかね、15ページの下の方の内定件数、同じく平成28年から令和2年まで比べると438件から1,065件と増えているんですけれども、こちらの方の倍率は、私が計算すると2.4倍、相談件数が7倍増えているにもかかわらず内定件数が2.4倍しか増えていないという事実、これは大事な事実だと思うんですが、その事実に対してどういう改善施策が考えられるのかというのも一つのテーマになり得るのではないかと思います。これも、この資料では内定者の単なる数字の増加を説明していますが、やはり質の問題なんですよね。だから、これからある程度の数値的な数値目標は達成されたとしても、その中身がどうなのかということが大事な施策になってくるのではないかなと思います。その部分が足りないんじゃないのかなと思いました。

すみません、ちょっと長くなりましたけれども、データベースの方も1点だけお願いしたいんですけれども、データベースも同じくロジックモデルは6ページになると思うんですが、こちらの方も気になるところが、一番下の「利活用事例」の隣に、「再犯防止施策の効果検証や再犯要因等の解明」というところにK P I④というのが付いていますけれども、この効果検証や再犯要因の解明とK P I④というのが直接リンクしないような感じですよ。材料

にはなっているんでしょうけれども、実際効果検証、再犯要因がどういうふうに変化しているのか等のK P Iではないということで、K P Iが足りないと思います。

具体的には、利活用をより進めるということが最大のポイントだと思うんですけども、この指導と再犯防止の解明ですね、これも私、別なところで何かこの利活用に役立つような資料がないかどうかちょっと調べましたら、これもやはり罪名別の推移だとか年齢別の推移というのが実際、データとしておありだと思うんですね。手持ちの資料で申し訳ないんですけども、「主な罪名別2年以内再入率」というのが、これは法務省大臣官房司法法制部というところの資料から出ていまして、これも平成27年までの数字しかないんですけども、例えば窃盗、詐欺、傷害・暴行、覚醒剤、この四つに分けてそれぞれ罪名別に比率を取って、例えば窃盗が23.2%、詐欺が13.6%、傷害・暴行が16.2%、覚醒剤が10%と推移を取っているんですね。こういうのがあるのであれば、正にこれをそういったK P Iとして使われたらいいんじゃないのかなと思います。

もう一つ、「年齢層別2年以内再入率」というデータも同じく大臣官房司法法制部で取られていて、例えば65歳以上が23.2%、少年が11%、正に高齢者犯罪が増えているというデータのデータがここにあるわけですね。ですから、そのデータに即してどういう施策をやっていったらいいのかと、これもさっきの前半の話と同じように質の問題なんですね。量の減少、再犯の減少と、質の減少、データもお持ちなんですから、それを正に利活用すると。利活用する材料は、私はたくさんあると思います。私がちょっと調べただけでもあるので、皆さんがそれなりの目を持って分析されたらそれなりの利活用というのは当然出てくると思います。余り他人任せじゃなくて、自らのもの、しかも過去、データを取られているわけなので、それを利活用されたらどうかなと思います。

以上です。

官房長 では、最初の就労関係につきまして、矯正局からお願いします。

説明者（矯正局） 御指摘ありがとうございます。質的なものが足りないという御指摘につきまして、重く受け止めさせていただければと思います。

まず、コレワークの関係のK P Iがないという点につきましては、おっしゃるとおり、ないので、そこはどのようなK P Iを置くべきか、先生からの御示唆としては、協力雇用主の数というのを例示として頂戴をしたところでございます。例えば今、先生からも御指摘のありました18ページの相談の受付件数とか、また別にコレワークを経由して実際に採用してくださった企業の数とかといったような出し方もあろうかと思います。どのような数字がコレワークの実際の活動を表現しているものとして適切なのか、しっかりと考えてまいりたいと思っております。

それからまた、それとの関係で、コレワークの仕事と就労支援の在所中の内定のところがうまくリンクが図られていないというような御指摘についてもおっしゃるとおりで、それぞれ別個のものとして捉えて表現してしまっているところでございます。就労支援については就労支援、コレワークについてはコレワークということでございます。そこは、この就労支援で在所中の内定の者のうちコレワークが開拓した企業がどうなのかといったようなこととか、その辺りもよくリンクを見て当たっていきたいということ、あと、正に先生が御指摘いただきました質の問題としては、相談を受けた事業主さんの中で本当にその受刑者を雇っていただけるような、いろいろな御相談もあると思いますので、そのような質的なもの

の、それから、そのような仮に打診をしてくださった方々にどのような情報を提供して、実際に雇ってくださるまでに結び付けるかといったようなところの中身の問題もしっかりと考えていき、その辺りが今後、数を増やすだけではなくて、就職を受け入れていただき長く働いていただくような、それで再犯防止につながるようなことにつながっていくと思いますので、私どもがやっていく政策の中身と併せてしっかりと考えていきたいと思っております。御指摘ありがとうございます。

官房長 それでは、データベース関係、秘書課、お願いします。

説明者（秘書課） 総合対策の数値目標から直近の2年以内再入率まで、本来私どもから御説明すべきところを全て御指摘いただきまして、ありがとうございます。御指摘のとおりでございます。

ロジックモデルに関連したKPIの取り方というところで御紹介いただきました数字も、これは正に先ほど申し上げました再犯防止推進白書という毎年出しているものにも指標として毎年その推移を記載している数字でございまして、そうした数字をもとに再犯防止施策全般を進めているというところでございます。そういう意味で、こちらのロジックモデルの作り方におけるKPIの書き方の問題というところもあるかもしれませんが、いずれにしても御指摘を踏まえて検討してまいりたいと思います。ありがとうございます。

官房長 よろしいでしょうか。

それでは、仲野委員、お願いいたします。

仲野委員 就労支援で2件と、それからデータベースで1件、お尋ねさせていただきます。

まず、就労支援の1件目ですけれども、御説明をお伺いしている限りでは、受刑者が服役中に内定をした場合の内定先については把握しておられると、ただ、出所後どの企業に就職されたのかということについては個別把握しておられないように伺いました。これはやはり実際に職業訓練を受けた業種と関連のある、あるいはそのものの業種に就いてくれたのかとか、そういうことが分からないということです。施策の効果を検証する上では、やはりこういう調査をしていただくということは重要なことだろうと思います。ですので、その調査をされていない理由ですね、これについてお伺いしたいと思います。これが第1点です。

第2点目ですけれども、こちらは簡単に言いますと塀の中にいる人たちと塀の外にいる人たちのバランスということですが、受刑者は14万円分、ただで職業訓練を受けられると、しかし、一般の人たちは恐らくそういう制度にはなっていないだろうと思うんですね。そこについて、やはり納税者に対してどのように説明されるのかということですね、それをお伺いしたいと思います。

それから、データベースの方、こちらは1件だけですけれども、保護観察所でいろいろな情報をこのデータベースに入力すると思うんですけれども、その中には検察官が裁判官の令状を得ないと本来取れないような情報が入っているといけないだろうと思います。そういうふうにならないようにどのような制度的な担保があるのかということをお説明いただければと思います。

以上でございます。

官房長 ありがとうございます。

それでは、まず最初に就労関係につきまして、矯正局、お願いいたします。

説明者（矯正局） 仲野先生、御質問ありがとうございます。服役中の内定ではなくて、出所

した後また就職する者もいるだろうということ、その辺りを把握しないとというような御指摘、正にそのとおりでございます。刑事関係の連携のデータベースでそのようなものが取れるのかどうか、また、仮釈放中であれば保護観察所のデータなどもあると思いますので、網羅的にそのような調査ができないかということをしかりと考えてみたいと思います。

それから、二つ目、非常に難しい御質問で、塀の中にいる人に、外のバランスということでございますけれども、職業訓練に限らず、罪を犯した人が塀の中にいて三食食べている点について、塀の外の人とのバランスはどうかということから、幅広く御設定の命題というのは出てくることかと思えます。その中で、受刑者にこのような職業訓練をするということ、冒頭も御質問に対して御説明申し上げたことにつながろうかと思えますけれども、この投資によりまして、受刑者が再犯をせずに立ち直るということによって真つ当な納税者になってもらって、社会に損害を与えることなく、逆に納税をするといったようなことで、この14万円というのが還元されるという御説明にならざるを得ないのかなと考えております。ありがとうございました。

仲野委員 ちょっとよろしいですか。最初の第1点のお答えなんですけれども、私は理由をお尋ねしたので、これから頑張りますというお答えを期待しているわけではないので、理由をお伺いしたいと思います。

官房長 矯正局、よろしいですか。

説明者（矯正局） 一つの理由といたしましては、受刑者、職業訓練を受けた者の中でも満期出所という者がおりまして、これらの者については保護観察所の仮釈放の、保護観察を受けることがない者でございます。これらの者について、元受刑者だったということなどを明らかにせざるを得ないような形で調査をするというのはなかなか難しかろうということが理由になろうかと思っております。

仲野委員 はい、結構です。

官房長 仲野先生、よろしいでしょうか。それでは、次にデータベースの関係、お願いします。

説明者（秘書課） 御質問ありがとうございます。先生の問題意識を正確に私が理解できているかというところではありますが、まず前提として御説明いたしますと、保護観察の段階では、対象者は刑務所から、例えば仮釈放ということで出所して保護観察に付されます。その保護観察においては、社会に出ますけれども、全く一般の自由な人と同等というわけではございません。一般的な遵守事項、あるいは特別遵守事項というものを課されて、守らなければいけない条件みたいなものを課されて、その中で保護観察官や保護司さんと面接し、指導を受け、当然その生活状況も申告するので、情報がたまっていくというところがございます。

そういう意味で、恐らくそういう形で保護観察所が得た情報について、検察官が勝手にそれを取ってしまうと、本来令状で取らなければいけないものを何か本データベースシステムを通じて得られてしまっているのではないのか、という問題意識かと私は受け止めさせていただきましたが、そういう観点で申しますと、ここの更生保護官署から本データベースシステムに共有されている情報というのは、例えば、検察官が捜査プロセスで捜査関係事項照会のような形で任意に照会したとしても、行政官庁として更生保護官署が回答する情報でございます。強制処分でなければ入手できないような情報を含むものではないというものでございます。

官房長 よろしいでしょうか。

仲野委員 もともとそのような情報がないというお答えであれば、それで結構です。ありがとうございました。

官房長 それでは、竹澤委員、お願いいたします。

竹澤委員 ありがとうございます。まず1点目の受刑者の就労支援の方なんですけれども、井上先生も御指摘ございましたように、一定の成果を上げている非常に意義深い活動かと思っております。より効果的なものにしていくためにどういった指標を見ていくかというところはすごく大事だと思っているんですけれども、頂きました資料の中で、行政事業レビューシートのところでは、成果目標及び成果実績といったようなところで、例えば職業訓練の受講者数みたいなところを挙げていただき、また、その下に政策評価といったようなところで、測定指標といったようなところで、受講率みたいなところを挙げていただいていたたり、先ほど御説明いただいているK P Iといったようなものを御説明いただいておりますけれども、そういったところがそれぞれどういった関係になるのか、どれを基準に目標として設定されているのかといったところをちょっと御説明いただけますでしょうか。それが1点目。

個別のものとして、先ほどからの御説明の中で難しいのかなとも思ったんですけれども、例えば出所後、就労なさった方の中で訓練を受けた方が占める割合といったようなものが分かりますと、訓練が就労といった観点でどのくらい効果があったのかといったようなところの一つの指標になるかなとも思ったのですけれども、そういったデータというのは設定可能なのかといったところが2点目。

3点目で、先ほど受講率として19.4%といったところを目標にされているというところがございましたけれども、この数字というのがどこから出てきていらっしゃるのか、どういった要素を基に20%弱といったこの数字というのを設定されているのかといったところを教えていただければと思います。これが受刑者の就労支援の方でございます。

2番目のデータベースの方ですけれども、こういったデータベースの中で扱われている情報は非常にセンシティブなものということで、先ほど令状が必要なものではないというお話ではありましたけれども、情報の安全の管理ですとか、どういった目的に使っていいのかとか、そういったところというのは非常に気を付けていかなければならないところかと思えますし、また一方、情報の活用といったところも、一定のコツというか、そういったスキルというところが必要になってくるものだと思います。そういったことで、利用をされる方というところに、一種の研修とかそういった訓練といったところが必要になってくるのではないかと思います。先ほどパンフレットでの周知とかといったような御説明がございましたけれども、それにとどまらず、フェース・トゥー・フェースでの、今のこの環境ですとフェース・トゥー・フェースは難しいかもしれないですけれども、そういった紙での御説明以上のワークショップみたいな、そういった形での訓練、研修といったものもどのくらい行われていらっしゃるのか、その辺を教えていただければと思います。

官房長 ありがとうございます。

そうしましたら、まず就労支援の関係からお願いします。

説明者（矯正局） 竹澤先生、御質問ありがとうございました。御質問いただきましたものの中の一つ目と三つ目が恐らく御一緒に御説明できるのかなと思っております。ロジックモデルにおきまして設定しておりますK P Iというのは、非常に単純な量的なものでございまして、ボリュームを増やす、それによって効果を上げていくといったような考え方に基づいて

おります。レビューシート of 目標値の設定の在り方というのが、この目標値というのが前年の実績を目標値として置いておまして、前の年より上を行こうというような形になっておりますので、目標値の設定の考え方からしても、ボリュームを増やすこと、実績を増やすことによって、そもそも職業訓練自体に一定の効果はあり得るものであろうから、そのボリュームを増やしてといったような考え方が基本になってございます。

それから、訓練者の占める割合というのを出所後、取れるかということなのでございますけれども、先ほど申し上げましたように難しい点はございますが、他方で、残念ながらもう一度刑務所に戻ってきた人について、職業訓練を受けていたか、いないかといったような観点からは取り得ると思いますので、ちょっとそのようなことでどのような分析が可能かというのを考えてまいりたいと、ちょっと今、アイデア的なものではございますけれども、そのようなことを考えております。ありがとうございました。

官房長 データベースの関係は、秘書課、お願いします。

説明者（秘書課） ありがとうございます。御質問があった研修の点でございます。通し番号 17 ページ、資料 8-2 の 4 の（1）ということで記載してございますが、令和元年に矯正局の方で全国 8 か所の矯正管区において合計約 200 名を対象に研修を実施したということではございます。これからでございますけれども、本日の御指摘を踏まえて、ワークショップ形式の研修を行うということも含めて、更に検討してまいりたいと考えております。

官房長 竹澤委員、よろしいでしょうか。

竹澤委員 ありがとうございます。20%の根拠といえますか、どのように20%を設定されましたのでしょうかというところをお答えいただいていますでしょうか。

説明者（矯正局） 私の方でございますね。20%とおっしゃられたのは。

竹澤委員 正確には19.4%ですか。

説明者（矯正局） 先ほど申し上げましたように、その設定はその前年度を上回るということで、前年度の実績が19.4%だったので、それを持っているということでございます。

竹澤委員 理解いたしました。ありがとうございます。

官房長 ありがとうございます。

それでは、大屋委員、お願いいたします。

大屋委員 そろそろいいですかね。まず受刑者就労支援体制の方については、1点コメントと1点御質問を申し上げます。1点は効果について、これは既に池田先生が御指摘のとおり、明確にセレクションバイアスがあるものとする必要があろうかと思えます。要するに、更生に意欲があるとか、知的に一定の水準を超えているとか、いいところをすくって対象にしたところがこの結果であるので、この事業自体の効果というのはもう少し検証が必要であらうと思えます。そこでRCTが取れるかということについては、御説明もございましたが、書いてあるとおり、おおむね出所人員の約2割だけが対象となっているものですので、同等の受刑者の中でも予算規模等によって対象となる者、ならない者がいるだろうということを考えると、そこで一定のRCTは可能であらうと思われまして、また、RCTだけがEBPMの手法ではなくて、非介入的に事業をやった後で差の差分分析などの方法によってレトロスペクティブに解析することというのは可能ですので、そういった手法も含めて、必要であれば外部のデータサイエンティストに支援を仰いで検討された方がよからうと思えます。これはコメントです。

次に質問ですが、職業訓練実施体制について、特に需要側ですね、雇用ニーズに対応してきちんと変えてきておられるということは御紹介を頂きました。質問したいのは、それぞれのコースであるとか取得資格の内容によって再犯率、再入率に変化が生じているというような調査をしておられるかどうかということです。つまり、法務省の観点から見ると、この事業の目的というのは就労拡大ではなくて、最終目的はやはり再入の減少ということであろうかと思います。そのときに、こんなことはないと思っていますけれども、出所者を弱みに付け込んで非常に安く使い倒して、先ほどの中空先生の懸念と重なるわけですが、補助金が終わったところで首を切るというような業者さんが、例えばある領域に大量にしていると、むしろそれ自体が長期的には生活の不安定化を招いて再入の原因になるといったことも考えられなくはないと。すると、需要に応えることも重要ですが、それぞれの分野ごとにどれだけこの事業としての政策目的が達成できているかということを検証する必要があるかと思います。この点に対しての体制はいかがかというのが御質問です。

次に、刑事情報連携データベースの運営については、これはほぼコメントだけを幾つか申し上げます。1点は、これは仲野先生の御疑念だったと思うんですが、そもそもそれぞれのデータベースの内容がかなりセンシティブなものを含まれるものであると、その間に壁を張って、むやみやたらに融通されないことが望ましいということを考えると、巨大な一つのデータベースにするのではなくて、個々に仕切った上で連携をするという仕組みになっていること自体は、経緯を除いても、首肯し得るところだと思うのですが、順番から行くと、必ず検察から刑務所に行って保護観察に行くということになっているはずなのに、なぜか刑務所に行ったところで照会を掛けることによってひも付けをするという順番になっていると、これはちょっと不自然な気がして、そもそも最初に検察庁に入った段階で一貫して利用可能なIDを付与し、それに基づいて連携して管理すればいいのではないかと、長期的にはそういう形で人と情報のフローに合わせたIDの付与の方向に変えた方がよろしいのではないかと。ということです。

二つ目は、ここで得られた情報をどう利活用していくかということに関わります。先ほどお答えいただいたように、法務省、検察当局の内部で、あちらとこちらできちんと分析をいたしますというのは、これは極めて重要なことでありますし、特に個票ですよ、個人データを直接に参照する必要のある研究をする場合には、守秘義務の問題がありますから、そういうことをせざるを得ないと思います。しかしながら、正にそれも目的の一つだったわけですが、調査研究用の統計データですね、これをもとにした分析については、必ずしも直ちに守秘義務が必要となるものではないだろうと。すると、一つは、できるだけこういったものをオープンに利活用できるようにしておくと、勝手にやり出すやつらがいますので、大学の研究者という生き物なんですけれども、それを活用することを考えた方がよろしいと。データオープンにしておくだけで多分、法社会学者が飛び付きますというのもありますし、何らかのインセンティブを付与して、共同研究ができますというような形にして更にデータをオープンにするとか、そういうことも考え得ると思います。

また、EBPMの観点からの分析、検証ということについては、先ほど申し上げたような差の差分分析のような手法論の改善を含めたものについては、総務省の行政評価局がEBPM実証的共同研究という事業を行っており、他省庁と連携してEBPMの実践的な分析をやってみると、その成果を共有するというような試みをやっております。何で知っているかとい

うと、私は行政評価局のアドバイザーだからで、これはただの宣伝ですが、そういうものの活用も想定されるとよいのではないかと思います。以上はコメントですので、特に御回答は不要でございます。

私からは以上です。

官房長 ありがとうございます。就労支援に関しましてはコメントと、御質問を頂きましたけれども、コメントを含めて、矯正局の方からお願いします。

説明者（矯正局） 大屋先生、コメントありがとうございました。振り返り型の評価などの導入を含めて考えていきたいと思います。私どもも必ずしもデータサイエンティストというのがいるわけではないんですけれども、人間科学などの専門家もおりますので、その知見なども活用しながら考えてまいりたいと思っております。

御質問の関係でございますけれども、分野ごとのデータというのはしっかり取れておりません。むしろその検証をする前に、雇用環境など、それから就労の状況など、一般的な状況を見て訓練の体制を変えていってしまっているというような現状にありまして、最近では介護の人が足りないよねという状況を把握すれば、成果というよりは、例えば、今まで木工だったのを介護に変えてしまうといったようなことをしてきておりますので、ちょっとそのこと、順序が逆だという御指摘についてはそのとおりなのかもしれませんし、今後その分野ごとの綿密な評価というのでも考えてまいりたいと思います。ありがとうございました。

官房長 よろしいですか。あと、データベースに関してはコメントいただきましたけれども、秘書課の方から何かありましたら。

説明者（秘書課） ありがとうございます。特に、御指摘を頂戴しました1点目の関係でございます。もともと3局のシステムがあり、センシティブ情報であるという、正に先生おっしゃったところもありまして、今のような連携の形を取らせていただいています。名寄せという作業については、将来的に中長期の課題として検討させていただければと思います。ただ、検察庁では時系列でデータを入れていくのですけれども、その検察庁の期間で対象になっている人の中には、最終的に罪を犯したと認められない人というものもいるものですから、検察庁において、統一番号、コードみたいなものを付す場合、最後の処分が決まった段階でそれらを付すことでうまくワークするのかなど、その辺も含めて考えていきたいと思っております。どうもありがとうございます。

大屋委員 ありがとうございます。

官房長 ありがとうございます。よろしいでしょうか。

それで、まだ審議は継続していただきたいと思っておりますけれども、時間も迫ってきておりますので、審議をしながらで結構でございますので、事前に送信させていただきました各コメントシートの記入を同時に開始していただければというふうに思います。なお、御記入が終わりましたら事務局宛てにメールにて送信をお願いいたします。よろしくお願いいたします。

それでは、引き続き審議は継続したいと思いますが、一通り御意見、御質問いただきましたが、まだ追加でございましたら、よろしくお願いいたします。

もし御質問、御意見等、追加でございましたら、適宜また挙手をお願いすることとしまして、お手元のコメントシートの記入作業をよろしくお願いいたします。

中空委員 すみません、1点いいですか。

官房長 はい、どうぞ。

中空委員 すみません、データベースの方なんですけれども、一度お伺いしたこともあったような気がするんですが、データを作るときに、今、DX時代でマイナンバーカード等の話というのはよく出ることですけれども、マイナンバーカードとのひも付けって将来的にはあり得ることなんでしょうか。それとも、それは個人情報保護法だとか、何かそういうことで、考えられないことなんでしょうか。教えてください。

官房長 ありがとうございます。秘書課の方、いかがですか、そこにつきましては。

説明者（秘書課） ありがとうございます。秘書課でございます。マイナンバーは確かに個人識別の符号という、先ほど大屋先生から御指摘があったような識別コード的な要素はあるとは思いますが、ただ、本日も何人かの先生方から御指摘いただいたとおり、かなりのセンシティブ情報でございますので、こうしたデータの管理にマイナンバーを使うというのは、現段階で明示的に議論したり、方向性を出したりしているものではございませんけれども、かなりハードルが高いのかなと受け止めてございます。

官房長 よろしいでしょうか。ありがとうございました。

大屋先生、お願いします。

大屋委員 すみません、質問ではなくて、今の点に関する補足なんですけれども、マイナンバー法を作るときに、やはり政府が統一データベースを作って全ての情報を統合管理することへの警戒感というのが非常に社会的に強くて、分野を限って導入が認められたという経緯があります。これは、だから、いわゆるマイナンバー法において、税と社会保障と、あと防災が加えられたのかな、こういう形でのみ利用可能だということになっているので、もちろんこれは法律で決まっているだけのことですから、例えば、これを更にマイナンバー法の方を改正して、こういう検察で法務での利用に拡大するということが不可能なわけではないのですけれども、住基ネットを作ったときにも憲法訴訟を起こされておりますので、なかなかそこはちょっとハードルが高いのだという点は踏まえる必要があるかなと思いました。

以上です。

官房長 ありがとうございました。

井上委員、お願いします。

井上委員 すみません、細かい質問を1点だけ。データベースの方なんですけれども、ロジックモデルのK P Iで②、③、④、先ほど御説明いただいた利活用で1、2、3とK P Iが設定されているんですけれども、これと、1ページに戻っていただいて、現在、真ん中よりちょっと下にアウトカムで「本システムのデータ参照・分析機能の利用件数の対前年度増」とありますが、ここの関係がちょっとよく分からなかったんですけれども、これを意味するのか、それとも、これとは関係なく、全く別の話なのか、そこだけ教えていただければ有り難いと思います。

説明者（秘書課） ありがとうございました。レビューシートと補足資料で数字が必ずしも一致しないところもありますので、順番に御説明いたしますと、まず、通し番号13ページ、資料6の下段のところで、今、先生から御指摘頂戴しました三つの機能ごとの令和2年度における各機能の利用件数というのを出しております。これが6,310件、1万3,110件、619件で、機能ごとにそれぞれ出したものでございます。一方で、1ページのレビューシート、御指摘いただきましたアウトカムのところに記載しております利用件数は1日ご

とのシステムの利用者数を合算したものでございまして、1人の利用者が1日に先ほどの三つの機能の複数のものを使ったという場合には1件と計上されるということになりますので、そういう意味で若干、先ほどの三つの数字を足したものとはずれが生じてくると、こういうような形になってございます。

井上委員 分かりました。そうすると、新たにこのアウトカムをKPI②、③、④と、例えば分割して目標値にするみたいな考え方はお持ちなんでしょうか。

説明者（秘書課） 正におっしゃるとおり、KPIとして示させていただいておりますので、今後はそういう方向で考えていくつもりでおります。

井上委員 はい、分かりました。

官房長 お願いします。

井上委員 あと、就業支援の方の18ページのところの例の相談事業主の状況のところなんですけれども、さっき農業の話をされていまして、すごく興味深かったんですけども、確かに農業で需要はあるのかなと思うんですが、この表の中ではそれはどこに位置付けられるんでしょうか。農林漁業ってありますね。

説明者（矯正局） よろしゅうございますか。

官房長 どうぞ。

説明者（矯正局） 18ページの下内訳、業種別として、12時のところから右に行った、農業だけではないんですけれども、農林漁業の関係の業種の方が2%ということでございます。

井上委員 これはどういうふうに、どの業種が伸びているかというデータも当然お持ちだと思いますので、成長分野みたいな、そういうデータを基に施策を進めているという理解でよろしいですか。

説明者（矯正局） 相談ということで考えますと、相談が多いということで求人が多いということが、その推移で伸びているか、減っているかというのは分かってこようかと思います。

井上委員 その結果、こういう技術を与えればこの就労につながると、こうPDCAサイクルを回しているというところまでは行っていないというのがさっきの説明ですか。

説明者（矯正局） いえ、単純に今までですと雇用ニーズというようなものを漠然と、例えば報道などで把握していたものが、このコレワークを通じることによって具体的に把握することができるようになりましたので、これによって、今正に先生御指摘の、最近ここ数か月、数年とか、介護の事業が多いよねということであれば、それをフィードバックして介護の事業の職業訓練を増やしていくというようなサイクルはできております。

井上委員 なるほどね。

説明者（矯正局） ただ、それが、言わずもがなでございますけれども、再犯とどうかという話はまたちょっと、そこは別で。

井上委員 そうですね。

官房長 各委員からのシートは既に頂きました。ありがとうございました。今、頂いた各コメントを取りまとめている最中でございますので、もしばらくお待ちいただければと思います。

井上委員 時間があるようなので、今の続きなんですけれども、高齢・障害・求職者雇用支援機構という独立行政法人、これは厚生労働省関係のところですが、そこはやはり就職、これは通常の方の就職支援をやっているんですけれども、そこでもやはり資格を取得してハロー

ワークにつなげる、正に同じスキームなんですね。ですから、ハローワークさんとは連携取られていると思うんですけども、そちらの方とも連携取られたらいかがでしょうか。そちらの方もニーズによって変えられています。いろいろな資格だとか、どういうものを身に付けるかと、全く同じテーマを持っているので、もし連携が可能であれば連携した方が効果的かなと思います。

説明者（矯正局） ありがとうございます。高齢・障害・求職者雇用支援機構、調べさせていただいて、コンタクトを取るようにしてみたいと思います。あと、ハローワークさんとの連携というのは、御説明が漏れたかもしれませんが、コレワーク自体は職業安定法上、あっせん自体ができないので、実際の職業あっせんについてはハローワークさんの方に受刑者等専用求人というものを求人元の方から出していただいて、その後の手続はハローワークさん経由でやらさせていただきますので、恐らくそれは今の機構と同じフレームワークだと思いますので、大分参考になるところがあるのかなと思いますし、また、私どもも高齢の受刑者の人、それから障害のある受刑者の人が一定数いて、いずれも増えつつあるという状況でございますので、そういう観点のノウハウももしかしたらお聞きすることができるのかなと、今伺って感じました。御示唆ありがとうございます。

官房長 仲野先生、お願いします。

仲野委員 すみません、私からお送りしたワークシートのメールは届いていますでしょうか。

それをちょっと確認していただきながらでいいんですけども、すみません、かなり大ざっぱな話になりますし、半分思い付きですので、お答えされる準備ができていないかもしれないんですけども、刑務所の運営につきましても、例えば山口の美祢刑務所でしたっけね、あれは全部民間委託しているようなところがあるというふうにお伺いしているんですけども、もう今やそんな時代なので、この就労支援事業も丸ごと民間委託というのができないものかと思ったりするんですけども、その辺りはいかがでしょうか。

官房長 ありがとうございます。矯正局、いかがですか。

説明者（矯正局） ありがとうございます。御指摘の美祢社会復帰促進センター、いわゆる PFI 方式で運営されている刑事施設でございます。日本全国で就労支援の部分、そのような形で民間に委託をするということは必ずしもあり得ない話ではないと思います。ただ、どのような業者さんがどのような形で参入していただけるのかというようなことも、ちょっと調査をしながら考えていく必要があるのかなとは思いますが。必ずしも頭から排除するものではないと思います。ただ、それほどボリューム自体も大きくなくて、ニッチなところでございますので、希望して参入してくださるところがあるのかどうかも含めて考えていきたいと思えます。美祢などであれば、就労支援も民間が入っている部分もないわけではないと思えますので、その拡大とかいったようなこともあり得るのかなとは思いますが。いずれにいたしましても、全く排除されるわけではなく検討してまいりたいと思えます。

仲野委員 ありがとうございます。

官房長 仲野先生、届いておりますので、大丈夫でした。ありがとうございます。

井上委員 今、仲野先生が御質問された件で、一言だけ。先ほど私が御紹介した高齢・障害・求職者雇用支援機構さんでも、やはり全部自分のところの講師で賄えないものがあるので、特に IT 系とか、そういうのはやはり外に出してやっています。求職というか、研修というか、やっていますので、そちらもまた参考にされるといいかなと思います。

説明者（矯正局）　ありがとうございます。

官房長　よろしいですか。では、お願いいたします。

井上委員　それでは、集計が終了いたしましたので、結果を発表させていただきたいと思っております。

頂いた代表的なコメントを御紹介いたします。まず、「受刑者就労支援体制等の充実」に関しましては、やはりこの目的である再犯率を下げることにこの支援がつながっているのかという分析をしっかりとすべきだという、分析が不足しているというコメントが一つ目のコメントとしてございました。もう一つは、同じような意味なんですけど、やはりこういった施策のより効果的な活用を実現すべくいろいろな評価指標等の見直しをする、より活用を進めるべきだというコメントも二つ目のコメントとしてございました。あと、その効果の点でいうと、連携とかそういったこともコメントに入っております。

「刑事情報連携データベースの運営」の方のコメントでございますが、代表的な意見でございますけれども、こちらの方はやはり利活用ですね、より推進すべきということです。その利活用の推進の仕方としては、一つ注意すべき点として、センシティブな情報の取扱いに気を付けると、あと、なるべく可能な範囲でデータを公開するという御意見を伺っております。あと、連携ですね、もう1点、データの連携をよりすべきというようなことでございます。こちらの方は、今御紹介した趣旨の御意見が中心となっております。

また、評価の選択肢への投票結果でございますけれども、「受刑者就労支援体制等の充実」につきましてでございますが、「事業内容の一部改善」が6票でございます。「刑事情報連携データベースの運営」に関しましては、「事業内容の一部改善」が5票、「現状どおり」が1票ということになってございます。

この結果に基づきまして、「受刑者就労支援体制の充実」事業の評価結果案でございますが、こちらは「事業内容の一部改善」、取りまとめ内容としては、再犯率を下げることにつながっている施策なのかどうかという分析をしっかりと行う、あとその活用もですね、評価指標等の見直しも含めて行う、あと、連携も進めるべきだということでございます。

「刑事情報連携データベースの運営」事業の評価結果といたしましては、「事業内容の一部改善」でございます。取りまとめのコメントといたしましては、このデータベースの利活用をより推進すべきと、ただし個人情報等のセンシティブな情報に関しては留意しつつ、かつほかのデータベースとも連携しながら活用すべきというコメントになります。

この評価結果案及び取りまとめコメント案に関しまして御意見等のある方は、よろしくお願いいたします。

よろしいでしょうか。それでは、当初の案のとおり、「受刑者就労支援体制の充実」事業の評価結果は、「事業内容の一部改善」、取りまとめ内容は、先ほど申し上げましたように、再犯率を下げることにつながる施策としてしっかりと分析をするということと、活用ですね、評価指標、連携も含めた活用をしっかりとすると、効果が出る活用をするということでございます。

「刑事情報連携データベースの運営」の方の評価結果は、「事業内容の一部改善」ということで、こちらは利活用をより推進すべきであると、利活用の中には個人情報等のセンシティブな情報に留意しながら、ほかのデータベースとの連携も図りながら活用するということといたします。

この評価結果及び取りまとめコメントでよろしいでしょうか。

それでは、事務局、各部局の皆様におかれましては、今後、概算要求に当たり本結果を活用していただくようよろしくお願いいたします。

以上でございます。

官房長 取りまとめ、どうもありがとうございました。

結論でございますが、まず、「受刑者就労支援体制等の充実」事業につきましては、御発表いただきましたとおり、「事業内容の一部改善」との評価結果を頂きました。それから、「刑事情報連携データベースの運営」事業につきましても、同じく「事業内容の一部改善」との評価結果を頂きました。この評価や取りまとめコメントなどを踏まえまして、官房秘書課及び矯正局におきましては、概算要求等に当たって議論の内容を適切に反映して事業の見直しを進めていただくようお願いします。

以上をもちまして、本日の審議は終了させていただきたいと思います。

長い時間にわたって御審議、大変ありがとうございました。

—了—